



## 日教弘の会員制度規定について

日教弘の会員とは、「公益財団法人日本教育公務員弘済会（当会という）の趣旨に賛同し、入会資格を満たす者のうち、入会申し込みをした者」です。会員になるための費用は一切かかりませんし、退会も退会届を提出するだけです。

◆**当会の趣旨に賛同**・・・当会の事業の目的は、青少年の健全な育成（奨学事業）、教育一般の特に有益な研究に対する助成等（教育振興事業）、教育関係者の福祉向上等です。これらの趣旨にご賛同いただく方を会員としています。

◆**入会資格を満たす者**・・・教職員及び教育関係者の方々です。詳細は会員制度規定の第3条に記載されています。

**会員の方は、当会が契約する福利厚生サービス（日教弘クラブオフ：会員の方には新会員証が1月末日までに配送され、2月以降サービスが開始**

されます。）を利用できます。また、当会が提携しているジブラルタ生命保険株式会社による生命保険及び東京海上日動火災保険株式会社の損害保険に加入することができます。

なお、日教弘の会員制度規定は2022年4月1日から下記のように変わります。詳細は、当会石川支部HP（<http://www.ishikyoko.jp/>）をご覧ください。

### ●日教弘クラブオフ

レジャー、エンタメ、住まい、旅行、グルメなど全国20万以上の豊富なコンテンツとご優待や割引などお得なサービスをご利用できます。専用アプリ「CLUB OFF」をダウンロード（AppStore, GooglePlayから）して、すぐに利用可能です。

### 会員制度規程

#### （目的）

第1条 この規程は、公益財団法人日本教育公務員弘済会（以下「当会」という。）の会員制度に関し必要な事項を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

#### （会員の定義）

第2条 「会員」の定義を、次のように定める。

「当会の趣旨に賛同し、第3条の入会資格を満たす者のうち、第4条に定める入会申込をした者」

#### （入会資格）

第3条 当会に入会できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 各都道府県、市（特別区を含む。）町村等に設置された公立の学校・幼稚園、その他の教育機関に勤務する教職員及びこれに準ずる者又はこれらの退職者。
- (2) 前号でいう「学校・幼稚園、その他の教育機関に勤務する教職員」とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条」に規定する職員をいい、「準ずる者」とは、次に掲げる者をいう。
  - ① 当会及び当会支部の役員及び職員
  - ② 国立学校・幼稚園及び私立学校・幼稚園の教職員
  - ③ 都道府県、市（特別区を含む。）町村等に設置された教育委員会の職員
  - ④ 教職員組合、教職員互助会、学校生活協同組合等教職員団体の役員及び職員
  - ⑤ その他理事会が入会を適当と認めた者

#### （入会）

第4条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定により理事長が入会申込書を受理した日から、第6条に定める権利及び義務が発生する。ただし、福利厚生サービスの利用は、会員証が届いたときから有効となる。

#### （会員証）

第5条 会員には、会員証を発行する。会員証には、福利厚生サービスの利用証を付帯する。

#### （会員の権利及び義務）

第6条 会員は次の権利を有し、義務を負う。

- (1) 当会の行う事業及び行事に参加する権利
- (2) 当会の福利厚生サービスを利用する権利
- (3) 当会の会員に関する諸規程を守る義務
- (4) 届出事項（住所、氏名等）に変更が生じたときに通知する義務

#### （退会）

第7条 会員は、退会届の提出により、任意に退会することができる。また、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会となる。

- (1) 死亡したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 2か年連絡不能のとき
- (4) 当会が解散したとき

#### （除名）

第8条 会員が当会の名誉を傷つけ、その他会員としてふさわしくない行為を行ったときは、理事会の議決をもって除名することができる。

#### （細則）

第9条 この規程の運用のために必要な細則は、別に定める。

#### （規程の改廃等）

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## 2022年度事業について（予告）

日教弘の各事業は、教弘保険の契約者配当金により運営されています。したがって、石川県における教弘保険配当金の増減により事業予算が変化することになります。

2022年度事業費は、これまでよりも450万円程減額となります。教育振興事業費を350万円減額し、福祉事業費を100万円減額する予定です。「ない袖は振れない」ので、下記のように事業を変更します。

◆**給付奨学金**・・・総額1000万円から、700万円になります。

◆**教育団体研究助成**・・・廃止します。（内閣府より特定団体への助成について指摘があり、本部では2

年前より廃止になっています。）これまでの各教育団体による研究大会に対しての助成は、教育研究大会助成における「弘済会が特に必要と認める教育研究大会への助成」になります。

◆**学校教育活動助成**・・・総額700万円から、500万円になります。優れた教育活動への助成となるよう、募集内容を精選します。

◆**教育研究助成**・・・新たに当会会員の日頃の教育研究に対しての助成事業を新設します。総額150万円。

◆**研究図書助成**・・・助成対象の現職会員を60歳以下の現職会員とし、一律の助成を廃止します。（福祉事業は毎年予算執行が見通せません。年度途中での小さな変更で対応する予定です。）

### 入学祝品をお忘れではないでしょうか？

日教弘石川支部の福祉事業の一つとして、入学祝品の給付があります。

毎年3月になってから数件の申請があります。申請は入学後1年間となっておりますので、「教弘保険」加入の会員でお心当たりのある方はご確認ください。

なお、「教弘保険」加入の会員とは、教弘保険のうち保険の名称に「教弘保険」の続き4文字が入っている保険となります。例えば、**ユース教弘保険、新教弘保険、教弘保険第1種～第4種**などが該当します。教弘グループ保険、新教弘医療保険α、新教弘介護保険付終身保険等のみご契約の方は対象外となります。

## 2月セミナーのご案内

2021年8月～9月初旬にかけて、恒例となった弘済会石川支部主催の『年金セミナー』を小松・金沢・羽咋・七尾・能登の5会場で開催しました。また、11月～12月には第2回として「ライフプランセミナー」を実施しました。

2022年2月に下記の日程で退職予定者（再任用者含む）向けに「相続・介護・資産運用」の詳細なセミナーを予定しております。コロナ感染対策のため人数に限りがありますので、お早めにお申し込みください。

### <開催日時・会場>

地区	日 時	会 場	人 数
加賀	2月26日（土）10:00~12:00	小松芸術劇場うらら 2階会議室	20名
金沢	2月26日（土）14:00~16:00	県地場産業振興センター新館第12研修室	40名
輪島	2月27日（日）14:00~16:00	生涯学習センター能登分室A研修室	20名
鹿島	3月5日（土）14:00~16:00	ラピア鹿島	20名

セミナーに参加ご希望の方は、下記にお名前・参加地区をご記入の上、ジブラルタ生命保険株式会社（提携生命保険会社）の学校担当LCへコピーをお渡しいただくか、弘済会までFAXでお申し込みください。

コロナ禍の折、十分な席間隔を取りますので、先着順とさせていただきます。

（お申込用）

学 校 名	お 名 前 【連絡先：携帯電話】	ご希望会場（○印）
	【 - - 】	（ ）加賀 / （ ）金沢 （ ）輪島 / （ ）鹿島